

日本の法科大学院における就職問題 —主体に着目した英米との比較—

日本高等教育学会第18回大会課題研究Ⅱ

2015年6月27日(土):早稲田大学

田中正弘(筑波大学)

本発表の目的

- 本発表の目的は、英米との比較を通して、我が国の法曹養成の**主体の曖昧なことが法科大学院制度**、あるいは修了生の就職問題の**混乱の一因になっている**と、指摘することである。
 - 具体的にイギリスでは、法曹団体が法曹養成の在り方を企画管理しているのに対して、アメリカでは、大学が法曹養成の在り方に強い影響力を及ぼしている。
 - その一方、日本では、法曹、大学、関係省庁の綱引きの結果、法科大学院は三者に不満足な制度になっていて、養成されるべき人材像も意思の統一がはかれていないと思われる。

目次

- ・ 本発表の目的
- ・ イギリスにおける法曹主体の法曹養成
- ・ アメリカにおける大学主体の法曹養成
- ・ 英米における法科大学院の就職問題
- ・ 日本における主体の曖昧な法曹養成

イギリスにおける法曹主体の法曹養成(1)

- イギリスでは、法曹団体が設立したアクレディテーション機関の評価基準を通して、**法曹団体が直に法科大学院(および法学部)の教育の在り方を企画管理**している。
- 法曹主体の法曹養成が確立した原因は主に二つあると考えられる。
 - その原因の一つは、700年以上前から**法曹養成は法曹団体の責務**とされてきたことである。
 - 伝統的に、法曹団体が設立した法律学校(後の法科大学院)で法曹が後輩を指導してきた。
 - もう一つの原因は、**二つの法曹団体が会員の利益確保・拡大のために互いに競争してきた**ことである。
 - 競争意識が優れた後輩の育成支援の原動力、あるいは強固な管理につながっている。

イギリスにおける法曹主体の法曹養成(2)

- イギリスの法曹養成には以下の特徴がある。
 - 法曹に必要な教育・訓練の内容は概ね全て、法曹団体が設置したア krediteーション機関が定めている。
 - 法科大学院の教員は、昔も今も実務家教員で占められ、研究者教員は見当たらない。
- イギリスの法科大学院は法曹の法曹による法曹のための職業研修の場であり、学問の自由に重きを置く研究者育成の場とは、大きく異なるものである。
 - 事実、ラッセル・グループと呼ばれる伝統的研究大学は、シェフィールド大学を除き、法科大学院を設けていない。

アメリカにおける大学主体の法曹養成(1)

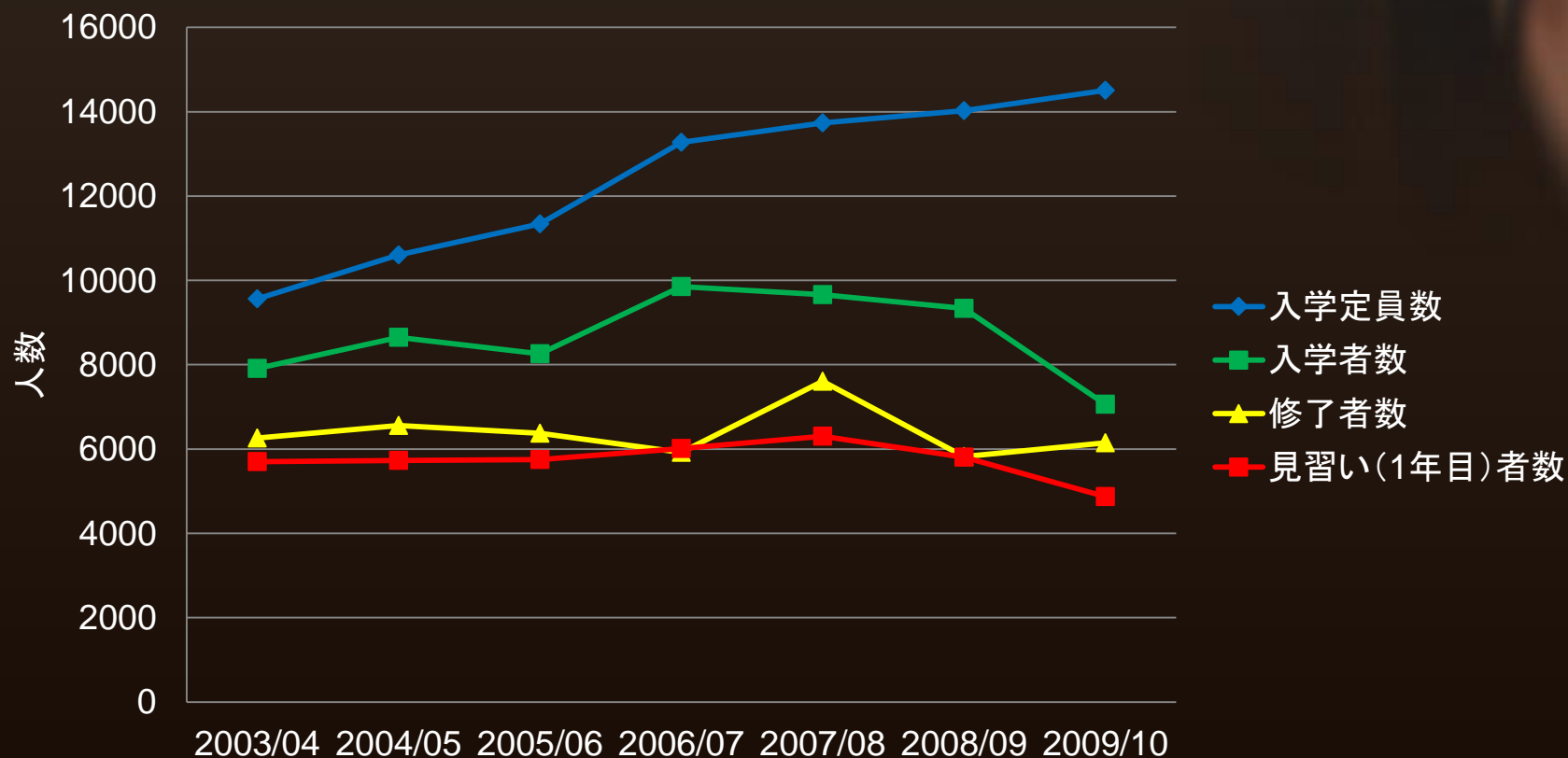
- アメリカでは、研究者教員の意向を反映したアクレディテーションの評価基準を通して、法科大学院の教育の在り方が企画・管理されている。
- 大学(つまり、研究者教員)主体の法曹養成が確立した原因は、主に二つあると考えられる。
 - その原因の一つは、1830年代に法曹の特権的地位への強い批判によって法曹団体の影響力が低下する一方で、大学のロースクール設置が進んだことである。
 - もう一つの原因は、1870年代に行われた、ハーバード大学のラングネルのロースクール改革が全米に普及したことである。
 - 法曹養成を学部レベルから大学院レベルに引き上げた。
 - 法曹(実務家教員)が兼担で教えるのではなく、法学者(研究者教員)が常勤で教育を担う体制に改めた。

アメリカにおける大学主体の法曹養成(2)

- アメリカの法曹養成には以下の特徴がある。
 - 法曹に必要な教育・訓練の内容は概ね、研究者教員の意向を反映する、アクレディテーションの評価基準に明記されている。
 - 法科大学院では研究者教員が優遇され、実務家教員は給与・待遇の面で格下の扱いを受けている。
- アメリカの法科大学院は、法曹養成を担う研究機関であって、優れた研究活動を支えるために、高額の学費を設定している。
 - 有名なロースクールでは、年間の学費を5万ドル程度に設定している。

イギリスにおける法科大学院の就職問題(1)

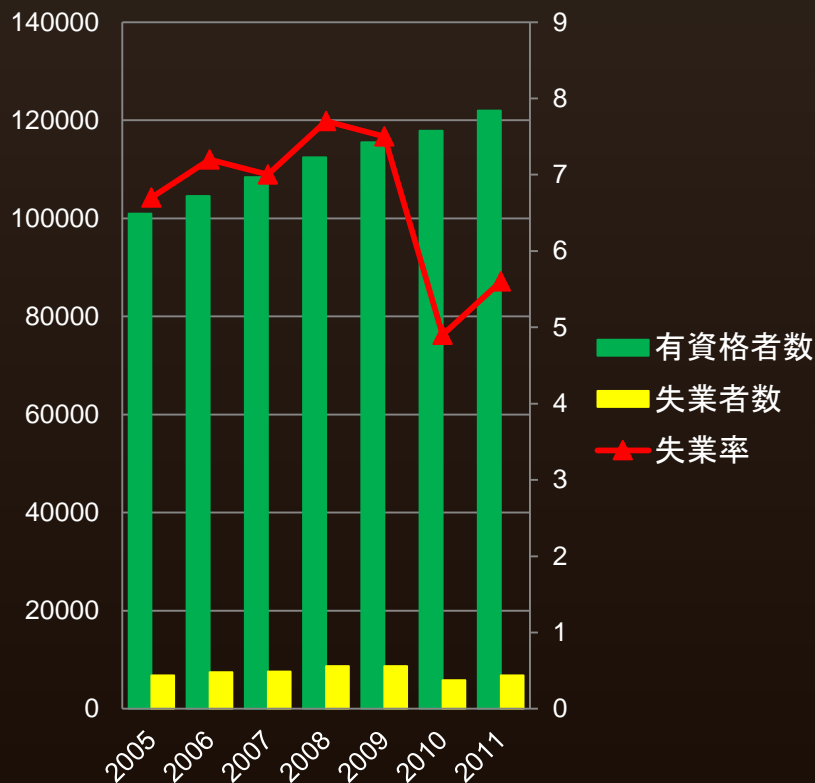
ソリシター養成コースの動向



出典: David Dixon (2012) Entry to the solicitor's profession 1980-2011, Law Society, p.8.

イギリスにおける法科大学院の就職問題(2)

法曹有資格者の失業率



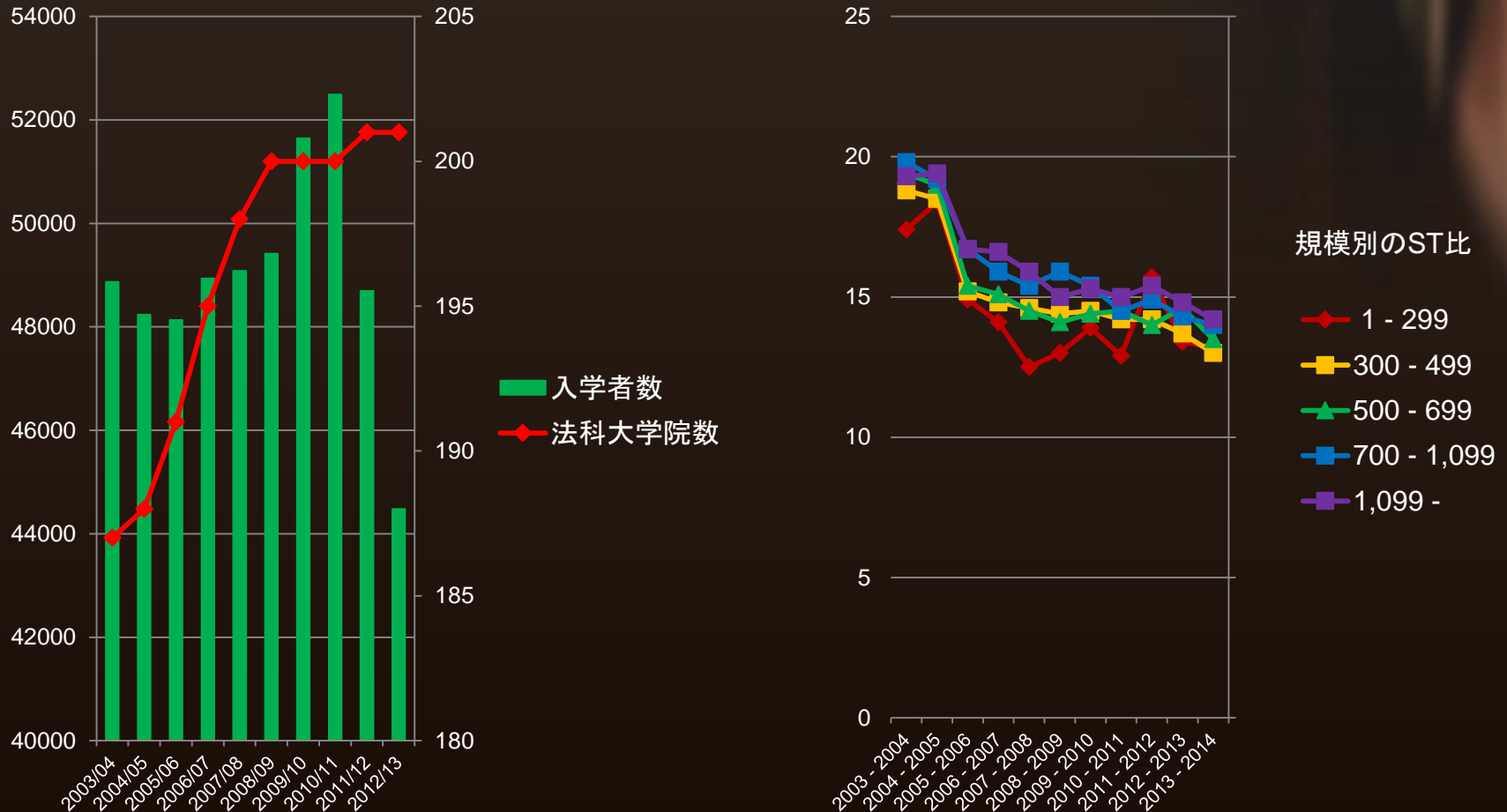
- 法曹有資格者(ソリシター)の失業率は、低く(5-8%)保たれている。
- 法曹人口の調整は、**法律事務所が雇える見習いの人数**に合わせて行われる。
 - 法曹が法曹人口を調整
- 法曹団体が一元管理する「法科大学院修了試験」の合格者数は、雇える見習いの予定人数を基準として、調整されている。

出典: David Dixon (2012) Entry to the solicitor's profession 1980-2011, Law Society, p.4.

イギリスにおける法科大学院の就職問題(3)

- 大手の弁護士事務所(ソリシター)は、有望な学士卒に奨学金(法科大学院授業料と生活費)を与え、新人弁護士の青田買いをしている。
- この慣習には二つの問題がある。
 - オックスブリッジなどの学生を優遇する、**学歴主義が横行**している(Rolfe and Anderson 2003)。
 - 新大学の卒業生は滅多に奨学生になれないため、金銭的理由で法科大学院への進学を断念するものが多い。
 - **弁護士事務所の要望に合わせたカリキュラム**を提供する圧力が掛かる。
 - 例えば、BPP大学では、事務所に実務家教員を派遣してもらい、その事務所の得意分野(知財や渉外など)を重点的に指導する代わりに、優秀な奨学生を斡旋してもらっている。

アメリカにおける法科大学院の就職問題(1)



出典: American Bar Association (2012) Enrollment and Degrees Awarded 1963-2012 Academic Years, ABA, p.1.

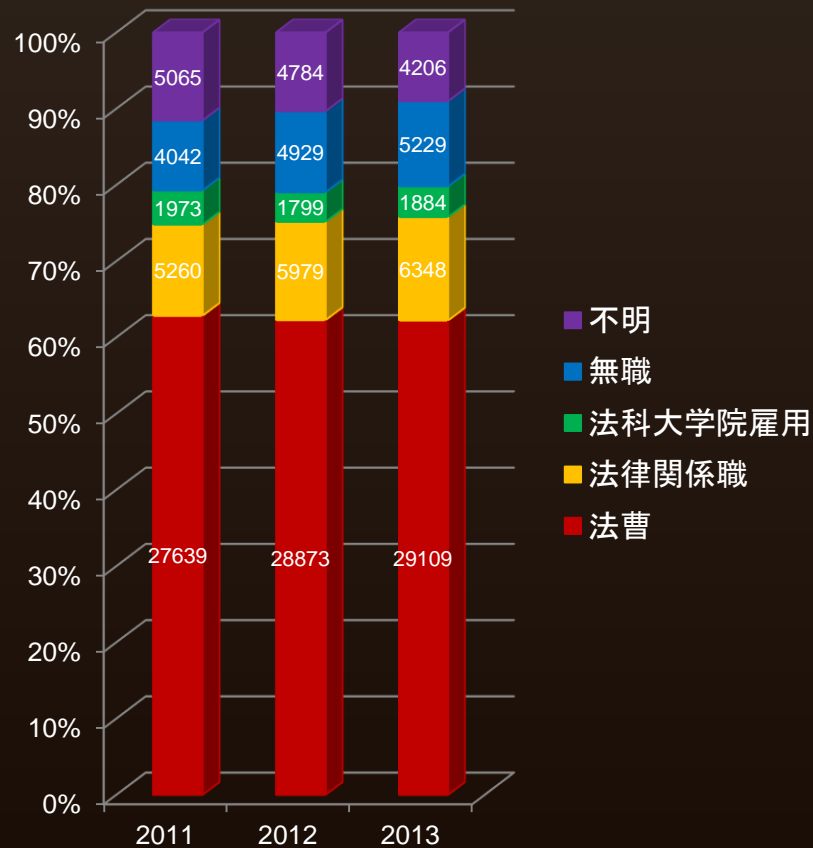
アメリカにおける法科大学院の就職問題(2)



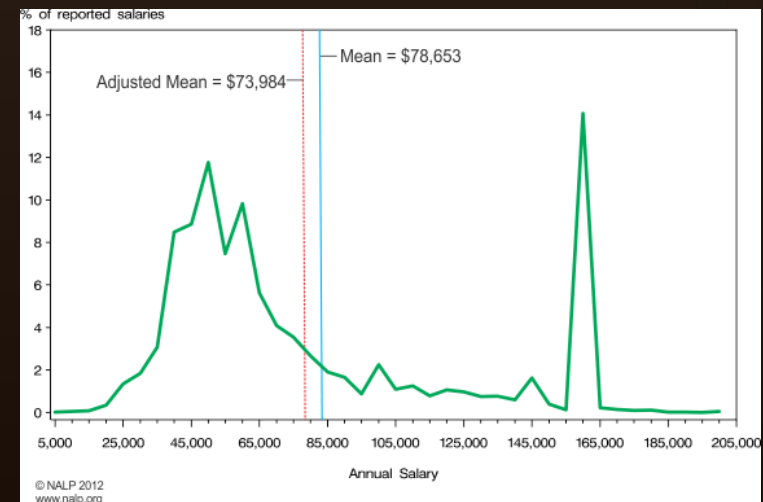
出典: American Bar Association (2013) Law School Tuition, ABA, p.1.

出典: American Bar Association (2013) Average Amount Borrowed, ABA, p.1.

アメリカにおける法科大学院の就職問題(3)



- 法科大学院修了生が法曹職に就く割合は、6割強。
- 法曹の初任給は、二つの山に別れる。



National Association for Law Placement (2012) The NALP Salary Curve for the Class of 2011, NALP, p.1.

出典: American Bar Association (2012) 2012 Law Graduate Employment Data, ABA, p.1.

出典: American Bar Association (2013) 2013 Law Graduate Employment Data, ABA, p.1.

日本における主体の曖昧な法曹養成(1)

- 日本では、法曹養成の主体・責任団体は法曹でも、大学でもないように見える。
- なぜなら、定員削減・機関廃止という実害を被った大学にとっても、弁護士過剰問題に悩まされている法曹にとっても、現在の法曹養成制度は望ましいものではないからである(鈴木 2013)。
- 法曹か大学のどちらかに強固な主導権がないと、第三者(政府・関係省庁など)による攪乱に、今後も苦しむことになるのではなかろうか。
 - 主体が曖昧だと、誰も責任をとらないという問題もある。

日本における主体の曖昧な法曹養成(2)

- 法務省と文科省は、法曹養成の主導権争いという不毛な争いに自ら巻き込まれているように見える。
- 法務省は、予備試験制度を拡張することによって、文科省の管轄組織(大学)を除いた法曹養成制度を復活させようとしている。
- 法務省に攻勢をかけられた文科省は、法科大学院の社会的評価を高めるために、「質の悪い」(司法試験合格率の低い)機関の淘汰に躍起になっている。
(評価制度が悪用されている。)

ご清聴ありがとうございました。